

いすみ市内の介護職場で働く方を応援します！

介護職員初任者研修・実務者研修・生活援助従事者研修の受講費用の一部を補助します！！

いすみ市では、市内介護保険サービス事業所の雇用確保や従事者の資質の向上、また介護保険サービスの安定供給を図ることを目的に、補助対象研修の受講費用の一部を補助します。



対象者

1. 個人（補助金申請日に、次の要件の全てを満たしていること）
 - (1) いすみ市に居住し、いすみ市の住民基本台帳に記録されている者。
 - (2) 介護職員初任者研修、実務者研修及び生活援助従事者研修（以下「研修」という）を修了しており、かつ、その修了日が、申請日の属する年度の前年度の4月1日以降であること。
 - (3) いすみ市内に所在する介護保険サービス事業所において、研修を修了した日以降、6箇月以上継続して就業し、かつ、申請日においても就業していること。
 - (4) 研修の受講料（教材費含）の支払を完了していること。
 - (5) 市税等の滞納がないこと。
 - (6) 受講料の経費について、他の公的な制度による助成（本事業による補助を含む。）を受けていないこと。
2. 法人（補助金申請日に、次の要件の全てを満たしていること）
 - (1) いすみ市内に所在する介護保険サービス事業所を運営していること。
 - (2) 研修を受講した者が、介護保険サービス事業所と雇用関係にあること。
 - (3) 雇用関係にある受講者が、研修を修了しており、かつ、その終了日が、申請日の属する年度の前年度の4月1日以降であること。
 - (4) 介護保険サービス事業所が雇用関係にある受講者の受講料を負担し、かつ、その支払を完了していること。
 - (5) 受講料の経費について、他の公的な制度による助成（本事業による補助を含む。）を受けていないこと。

補助金の額

受講料及び教材費の半額（10円未満切捨）、若しくは次の各号に掲げる額のいずれか低い額

- | | |
|---------------|----------|
| (1) 介護職員初任者研修 | 50,000円 |
| (2) 実務者研修 | 100,000円 |
| (3) 生活援助従事者研修 | 25,000円 |

お申し込み・お問い合わせ先

〒298-8501

千葉県いすみ市大原7400番地1

いすみ市 健康高齢者支援課 介護保険班（大原庁舎1階）

TEL：0470-62-1118

FAX：0470-63-1252

E-mail：kaigo@city.isumi.lg.jp

